

東松山都市計画土地区画整理事業の変更（東松山市決定）

都市計画市の川土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	市の川土地区画整理事業					
面 積	約 25.7 ha					
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線街路	3・5・32 加美町通線	12.0m	約692m	都市計画決定済
		幹線街路	3・5・33 市の川小学校前通線	12.0m	約310m	都市計画決定済
	上記都市計画道路を基幹とし、幅員16m～4mの区画街路をこの地域の土地利用計画に合わせて適宜配置する。					
公園及び緑地	区域面積の3%以上を確保し、地区内の誘致距離を考慮して近隣公園1ヶ所、街区公園2ヶ所を配置する。また、緑地の一部を地区内の治水対策等の一環とし適宜配置する。					
その他の公共施設	供給処理施設については、東松山市の上下水道計画に基づき同時に整備をする。					
宅 地 の 整 備	宅地の整備計画については、住居系用途に適するよう、短辺20m～50m、長辺50m～250mを基準とした街区構成を確保し、150㎡～200㎡を中心とした宅地規模を考慮して計画する。					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、市の川特定土地区画整理事業の完了をもって、地区内の道路等の地形地物の位置が確定したことから、区域区分の境界を現況の地形地物に整合させる変更を行うこととした。あわせて、土地区画整理事業施行区域についても現況の地形地物に整合させる必要性が生じたことから、土地区画整理事業施行区域を縮小する変更を行うものである。

都市計画を定める区域

東松山市美原町一丁目、二丁目、三丁目及び加美町の各一部